

## 産後ケア事業

出産後、サポートが必要なお母さんが赤ちゃんと一緒に、宿泊または日帰りで休息や授乳・育児などのケアを受けることができます。



## 利用できる方

- 久留米市に住所（住民票）がある
- 産後4か月未満のお母さんとその赤ちゃん  
※状況に応じて産後1年未満まで利用できる場合があります。  
ご相談ください。
- 以下のいずれかに当てはまる方
  - ・産後の心身の回復に不安がある
  - ・育児不安があり、保健指導や育児指導を受けたい
  - ・家族等から十分な支援が受けられない
- ※母子ともに感染症状がない方、医療行為が必要ない方に限ります。

## 産後ケアの内容

- ・お母さんの休息・身体的ケア
- ・お母さんの心理的ケア
- ・乳房ケア
- ・授乳・沐浴等の相談・指導
- ・育児についての相談・指導

## ○利用期間・利用料金について

※利用可能な施設は、別紙「久留米市産後ケア事業が利用可能な施設一覧」をご確認ください。

↳(市のホームページにも掲載しています。)

	利用時間	利用上限	利用料	所得の区分
ショート ステイ (宿泊型)	午前10時 ～翌午前10時 (昼・夕・朝の3食付)	6泊7日 まで	4,500円/1泊2日	市民税課税世帯
			1,000円/1泊2日	市民税非課税世帯
			0円/1泊2日	生活保護世帯
デイ サービス (日帰り型)	午前10時 ～午後4時 (昼食付)	7日 まで	1,900円/1日	市民税課税世帯
			300円/1日	市民税非課税世帯
			0円/1日	生活保護世帯

※世帯の所得の状況によって自己負担額が異なります。減免を受ける場合は、それを証明する書類の提出も必要な場合があります。

※利用料は、利用施設へ利用終了時にお支払いいただきます。なお、利用料以外で、ケアに必要な費用がかかる場合があります。詳しくは利用施設にお尋ねください。

ご利用方法は裏面へ

## ○ご利用方法



### ① 利用申請

利用希望日のおおむね1週間前までに、こども子育てサポートセンター(市役所16階)に申請書を提出してください。(郵送可※必ず送付前に電話連絡してください。)

※退院後すぐに利用される場合は、妊娠32週以降から申請が可能です。

(出産予定の施設での利用を希望される際は、あらかじめ出産予定施設にご相談ください。)

#### 必要書類

- ・久留米市産後ケア事業利用申請書  
※窓口または市のホームページからダウンロードできます
- ・(必要な方のみ) 世帯全員の非課税証明書または生活保護受給者証

### ② 利用の決定

～申請内容の審査および利用施設の調整～

※ベッドの空き状況によっては、希望する施設が利用できない場合があります。

利用が決定したら、「産後ケア事業利用承認通知書」を送付いたします。

持ってくる物や利用にあたっての注意事項は、利用施設から連絡があります。

#### 変更・キャンセル等

利用決定後、内容の変更・中止する場合は利用日の前々日の17時までにこども子育てサポートセンターまで連絡してください。(※連絡なく変更・中止した場合は、利用料等を利用施設にお支払していただく場合があります。)

### ③ 利用開始

#### 準備するもの

- ・親子(母子)健康手帳
- ・ご自身とお子様の健康保険証
- ・子ども医療証
- ・利用施設から指示があった持ち物

※利用中は、利用施設の指示に従ってください。

また、不安なことや相談したいことがあれば、医師・助産師等に相談してください。

### ④ 終了

利用料金は、直接利用施設にお支払いください。

利用終了後、体調などの確認のために保健師等から連絡することがあります。



#### 【申請・問合せ先】

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市役所16階  
久留米市 子ども未来部 こども子育てサポートセンター  
TEL:0942-30-9731 / FAX:0942-30-9718